

アフリカ豚熱対策の更なる強化②（野生イノシシ対策、飼養衛生管理）

野生イノシシ対策 （国内で広げない）

- ・ 死体を衛生的に処理する必要があり、万が一の侵入時に備えた**野生イノシシにおける死体処理等の初動対応について、基本方針案を公表**。
- ・ 早期に発見できるよう、**サーベイランス**による野生イノシシにおける浸潤状況を引き続き把握。
- ・ 実際の感染を確認した場合を想定し、**農研機構、県などの関係者の協力を得ながら死体処理や運搬方法等を検証するための防疫演習**を農林水産省において実施。
- ・ **万が一野生イノシシへ侵入した際に必要となる特殊な防疫資材（簡易電気柵、納体袋）等を備蓄**。また、各都道府県においても**アフリカ豚熱に関する防疫演習が実施できるよう支援**。
- ・ 一般登山者向けの動画を通じ、**登山等による感染拡大防止対策として、畜産物を含む廃棄物の適切な処理や、登山靴の洗浄消毒等について周知**。

＜侵入時に備えた防疫演習＞



＜一般向け動画の公表＞



飼養衛生管理 （農場に入れない）

- ・ 豚熱と異なり実用性が確認された**ワクチンはないため、飼養豚への感染予防対策は飼養衛生管理の徹底**が何よりも重要。
- ・ 生産者をはじめとする関係者に対して**侵入リスクが高まっている危機感を共有し、農場における飼養衛生管理の徹底等**について改めて指導。
- ・ 万が一の侵入時に的確な初動対応ができるよう、**都道府県における防疫体制を関係部局と連携し構築**するなどの万が一に備えた準備をすすめるよう改めて通知。

＜野生動物等の侵入防止＞



＜車両消毒・立ち入り時の消毒＞



17. 野生いのししでの豚熱・アフリカ豚熱対策の概要

■ 基本対策

(1) サーベイランスの実施

豚熱

アフリカ豚熱

- ・継続的に調査し、感染状況を正確に把握し、その情報を基に疾病の予防と管理をはかること
- ・感染状況の把握は、経口ワクチン・捕獲強化など野生いのししにおける豚熱対策の検討に必須
- ・飼養豚における対策に必須

(2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- ・密度低下により、感染拡大を抑制
- ・感染野生いのししの絶対数抑制することで、農場への感染拡大リスクを低下

(3) 経口ワクチン散布

豚熱

- ・免疫を獲得させることにより、感染地域内における抑制・感染地域拡大の抑制

(4) リスクコミュニケーション

豚熱

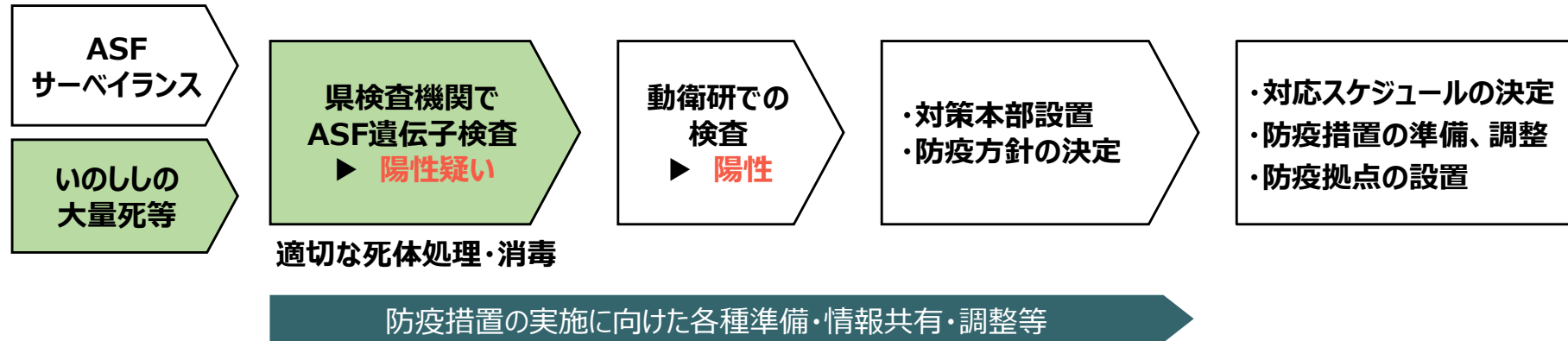
アフリカ豚熱

- ・狩猟関係者・市民に向けた対策の周知推進（マンガ・Web動画配信・トークイベント等）
- ・実地演習、講演・意見交換会等を通じた関係者間の理解の向上

18. 野生いのししでのアフリカ豚熱初期対応の流れ

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

◆死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）



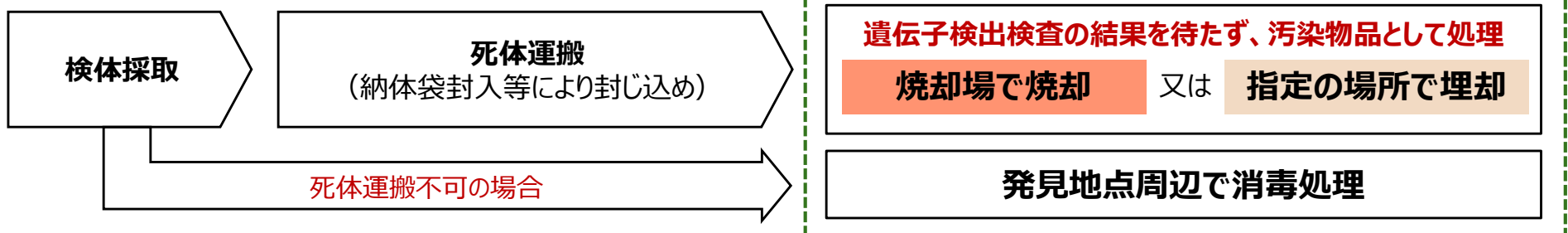
防疫措置の実施

◆通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）

◆積極的死体搜索（指針第24）



◆死体対応（指針第24）



19. アフリカ豚熱が野生いのししで確認された際の防疫対応の実施内容と範囲

- ・積極的死体搜索
- ・死体対応（検査）
- <注：原則捕獲はしない>

- 緩衝地帯（バッファゾーン）
- ・草刈り
- ・罠の設置、電気柵等
- ・捕獲とサーベイランス

- ・捕獲強化
- ・サーベイランス強化
- ・死体対応

感染死体
発見地点

歩行者消毒ポイント
車両消毒ポイント
登山口
駐車場

歩行者消毒ポイント
ロッジ

車両消毒ポイント

3 km

10km

登山口
歩行者消毒ポイント

登山口
歩行者消毒ポイント
駐車場
車両消毒ポイント

車両消毒ポイント

— 通行遮断・制限対象
— 通行制限なし

消毒の徹底等により
以下は通行遮断の例外とする（案）

- ・通勤、通学
- ・医療及び福祉
- ・山林、道路、電線、水道等の保守管理 等

海外では初動防疫時に林業は通行遮断となる場合もあるが、日本の地理的状況等を踏まえ、林業の防災面への効果など、林業の重用性を踏まえ例外とする予定。

参考資料

海外からの旅行者の皆様へ

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は落としてから外出しましょう。



3

家畜がいる施設に
近寄らないようにしましょう。



4

野生イノシシや罾・柵がある地点に
近寄らないようにしましょう。



5

消毒ポイントでは
指示に従ってください。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/consumer.html>



일본으로 입국하시는 여러분께!

아프리카돼지열병 바이러스 유입방지



1

고기를 포함한 식품은
절대 야외에서 버리지 마세요!



2

신발에 묻은 흙은 반드시 털고
난 후에 나가 주세요.



3

가축이 있는 축사 등에는
접근하지 않도록 해 주세요.



4

야생 멧돼지나 멧이나 울타리가
있는 곳에는
접근하지 않도록 해 주세요.



5

소독하는 곳에서는
지시에 따라 주세요.



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

https://www.maff.go.jp/e/policies/ap_health/animal/csf_asf.html

